

部長及び参事官

殿

所 属 長

人材発第174号

令和2年4月14日

30年保存（口訓）

本 部 長

【沿革】 令和5年2月13日人材発第65号改正

令和7年4月23日警務発第380号改正

高知県警察術科技能検定要綱の制定について（通達甲）

県警察における逮捕術、けん銃操法及び救急法についての技能検定については、警察術科技能検定に関する訓令（昭和29年8月警察庁訓令第10号。以下「訓令」という。）等に基づき実施してきたところであるが、訓令の一部が改正されたこと及び「警察術科技能検定要綱」の制定について（通達）」（令和2年3月13日警察庁丙人発第60号）が示されたことに伴い、新たに別添のとおり「高知県警察術科技能検定要綱」を定め、令和2年4月14日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県警察術科技能検定要綱

第1 趣旨

この要綱は、県警察における逮捕術、けん銃操法及び救急法についての技能検定（以下「技能検定」という。）に関し、警察術科技能検定に関する訓令（昭和29年8月警察庁訓令第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 技能検定の目的

技能検定は、術科教養の成果を検定することにより、その普及に資することを目的とする。

第3 合格基準

合格基準は、技能検定の種別及び級位に応じてそれぞれ別表第1から別表第3までのとおりとする。

第4 実施要領

技能検定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（別表・別紙省略）